

## 議案第47号 兵庫県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

### 【趣 旨】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和6年4月1日付けで丹波少年自然の家事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退及び識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期の改正に伴い、兵庫県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて協議する。

よって地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるもの

### 【根拠法令】

地方自治法第286条第1項、同法第290条

### 【内 容】

- ・ 第11条第3項中「3年」を「4年」に改める。

識見を有する者のうちから選任された監査委員の任期を「3年」から「4年」に改める。

- ・ 別表第1号表中「、丹波少年自然の家事務組合」を削る。

丹波少年自然の家事務組合の解散に伴い、令和6年4月1日付けで兵庫県市町村職員退職手当組合から脱退となる。

### 【施行期日】

令和6年4月1日